2026年8月22日

令和８－３

意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№.３］）

ア．ＡがＢの詐欺によりＢに対し甲建物を贈与した場合において，Ａが詐欺による意思表示の取消しをする前に，詐欺の事実を過失なく知らなかったＣが甲建物についてＢから抵当権の設定を受けたときは，Ａは，その意思表示を取り消すことができない。

イ．意思表示が，これに対応する意思を欠く錯誤に基づくものであり，かつ，その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合において，その錯誤が表意者の重大な過失によるものであったときは，相手方が表意者に錯誤があることを知り，又は重大な過失により知らなかったときに限り，表意者は，その意思表示を取り消すことができる。

ウ．Ａが，契約を解除する旨の意思表示の通知をＢに発した後に意思能力を喪失した場合であっても，その通知がＢに到達したときは，その意思表示は，効力を生ずる。

エ．表意者が強迫による意思表示を取り消すためには，強迫者に，強迫行為によって表意者に畏怖を生じさせる故意と，その畏怖により表意者に意思表示をさせる故意とが必要である。

オ．ＡとＢとが通謀し，ＡがＡ所有の甲土地をＢに売る旨を仮装し，ＡからＢへの所有権移転登記がされた後，Ｂが甲土地上に乙建物を建築し，乙建物をＣに賃貸した場合において，Ｃがその賃貸借契約を締結した際にＡＢ間の売買が仮装されたものであることを知らなかったときは，Ａは，Ｃに対し，その売買の意思表示の無効を対抗することができない。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．ウ　オ

正解　４

肢ア　×

９６条３項，取消前に善意無過失の第三者がいても，本人は，詐欺した相手方に対しては取消せる。

仮に取消せないと，詐欺をした相手が第三者を巻き込めば利益をとれることとなり，問題である。第三者の保護は，取消を対抗できないとすればよい。

なお，Ａが権利保全するには，Ｂが，勝手にＡのものを使ってかりたものを不当利得等で回収して，Ｃに弁済を行う必要がある。

肢イ　×

９５条３項１号だけではなく，３項２号，共通錯誤の場合でも取り消せる。

例えば，意図しない取引を間違えてしてしまう可能性もある。他人のものなのに，自分のものと勘違いして売却してしまったケースなどを想定する。

目的物が他人のところにある場合，売り手には，物権もない以上，一切，権利を取得し

ない。しかし，債権的には有効，追奪担保責任を重過失の売り手に意図せず発生してしまう。そのときに，相手方に，取引の安全上，保護に値しない事情，知っている，重過失を立証できればいいのだが，相手が知らを切った場合に，重過失の売り手が，不利益を被る恐れが出てくる。およそ，達成の見込みがない，追奪担保責任を負わされ，賠償責任が発生してしまう恐れがある。それを防ぐため，２号を使う。

重過失の売り手と責任の大きさのバランスが失するケースが想定される。
相手も表意者の重過失に乗じて，過大な責任を追及できるのは，公平の見地から見て問題である。

肢ウ　○
９７条３項。

到達主義，効力発生時，到達時に発生しなければ無効とも。
しかし，無効にしてしまうと最後の意思表示が無に帰してしまう。
発信した時には意思があった。保護すべき，解除は有効。

５２６条との比較，申込みの場合に有効としてしまうと，相手方の承諾しだいで，意思能力がなくなったあとの効果が本人に帰属してしまう。
一方で，事情がわからない相手の期待もある。そこで調整規定がある。

解除の場合は，法律行為が終了するので，修正の問題は生じない。

肢エ　○
大判昭 11.11.21

強迫として，取り扱われるには，表意者が強迫による意思表示を取り消すためには，強迫者に，強迫行為によって表意者に畏怖を生じさせる故意と，その畏怖により表意者に意思表示をさせる故意とが必要である。

強迫の場合，表意者の保護の要請から第三者保護規定はない。取引安全への問題が生じてしまう。濫用されると，問題。勝手に畏怖した主張して，契約をひっくり返してしまうおそれあり。したがって，第三者を犠牲にしてまで，本人を保護できる場面を限定する。

実際に，交渉術の延長もあるので，強迫にあたる場面を絞る必要がある。

肢オ　×

最判昭 57.6.8

A の外観と C の信じた外観が一致しないと第三者にあたらない。

確かに，文理上は第三者とも思えるが，仮にあたるとすると，本人が作出した通謀の行為から，重い責任を負ってしまうことになる。

B の行為が介在して，発生したものまで，負うのは A の負担が大きい。

（実際, A の土地の価格と C の賃料の価値が違うことをイメージすると合点がいきやすい。）

したがって，第三者として，本人を犠牲にして保護されるには，本人に帰責できる事情が必要。94 条 2 項の趣旨，権利外観。①虚偽の外観，②本人の帰責性③外観に対する信頼。

これの関係があって保護される。

本件の場合，ズレがあるので，９４条２項の第三者に C はあたらない。A は無効主張可。

令和８－４

代理に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№.４］）

ア．Ａが，Ｂに対してＡ所有の甲土地を売却する代理権を与えていないにもかかわらず，その代理権を与えた旨をＣに表示し，Ｂが，Ａの代理人としてＣとの間で甲土地の売買契約を締結した。この場合において，ＣがＢに代理権がないと知り，又は過失により知らなかったときは，甲土地の売買契約の効力はＡに帰属しない。

イ．ＡからＡ所有の甲土地に抵当権を設定する代理権を授与されていたＢが，Ａに無断で，Ａの代理人として，Ｃとの間で甲土地の売買契約を締結した。Ｃは，Ｂがその代理権の範囲外の行為をしているとは知らなかったが，知らなかったことに過失があった。この場合，甲土地の売買契約の効力はＡに帰属しない。

ウ．Ａが，Ａ所有の甲土地をＢに贈与した上で，この贈与契約に基づく義務の履行のため，Ｂに対し，ＡからＢへの甲土地の所有権移転登記手続の委託をしたところ，Ｂは，Ａに無断で，Ａの代理人として，Ｃとの間でＢのＣに対する貸金返還債務につき連帯保証する旨の契約を締結した。この場合，権限外の行為の表見代理の規定により，Ａにその連帯保証契約の効力が帰属することはない。

エ．Ａから原材料乙を仕入れる代理権を授与されていたＢが，その代理権を利用して自己の利益を図ろうと考え，転売してその利益を着服するつもりで，Ａの代理人として，Ｃから乙を買い受けた。この場合において，ＣがＢの自己の利益を図る目的を知らず，知らないことにつき過失もないときは，ＢがＣとの間で締結した乙の売買契約の効力は，Ａに帰属する。

オ．代理権消滅後の表見代理は，相手方が代理人として行為をした者との間でその代理権の消滅前に取引をしたことがなかったときは，成立しない。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　エ　４．ウ　エ　５．ウ　オ

正解　５

肢ア　○

民法１０９条

真実から見れば，代理権がない。したがって，法律効果が帰属しないとも。

しかし，取引の安全に照らし問題。そこで，相手方を保護する必要がある。

条文の趣旨，権利外観①虚偽の外観②本人の帰責性③相手方の信頼。本人帰責性が，特に大きい。この場合，相手は信用するのが通常。そこで，原則，効果帰属して，例外的に，相手方が悪意，有過失の場合に本人に効果帰属しないとした。

肢イ　○

民法１１０条

権限外の行為の表見代理（民法 110 条)。基本代理権（抵当権設定）とは全く違う売買契約を締結した場合でも、相手方Ｃに「正当な理由（権限があると信じたことについての正当な理由＝善意・無過失)」が必要ですが、Ｃには過失があったため、表見代理は成立せず、契約はＡに帰属しません。

肢ウ　×

権限外の行為の場合，基本代理権は，原則法律行為が予定される。事実行為まで含むと予測に大きく反してしまい本人が害されるので。

したがって，「登記手続の委託」という一見するとただの事務処理のような行為は，基本代理権にならないと思える。しかし，登記設定行為は，取引上重要な行為である。

相手方が常に害されるのは取引上問題なので，これを保護する必要がある。

そこで，私法上の義務履行のための登記申請権限の授与も、民法 110 条の「基本代理権」になり得る。

（登記権原を濫用されてしまうと，本人から見て，不当な法律行為が帰属し得る点予見できる。このような実態から，基本代理権を認めたと評価できる）

最判昭 46.6.3

肢エ　○

民法１０７条

代理権濫用の事例。相手方が，悪意，有過失のときは，無権代理を擬制する。

外形上，有権代理，有効が原則。しかし，常に相手を保護するのは，公平でない場合がある。そこで，取引上，保護に値しない相手方であることを本人側，立証できれば無権代理として取り扱うことになる。

濫用されているが，効果の発生は，予見通り。本人よりも相手方保護の必要が高い。

外形上，代理人要件は充足されている。したがって，原則有効，一定の場合だけ無効となる。

肢オ　×

民法１１２条１項

確かに，過去に取引があった方が，外観を信じやすい。権利外観

しかし，常にその事実が必要となると，取引安全上，不当なケースもありうる。

偶然の事情で，効果発生が変わってしまい，法的安定性から見ても不当。

そこで，常に，過去に取引事情は不要。

もっとも，保護に値する相手か過失・正当理由を確認する際に，考慮すべき要素にはなる。

令和８－５

取得時効に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№５］）

ア．相続回復請求の相手方となるべき者が相続財産の占有を継続し，取得時効の要件を満たしても，真正な相続人の相続回復請求権の消滅時効が完成するまでは，当該相続財産の所有権を時効により取得することはできない。

イ．自己の所有物であっても，時効取得の対象となる。

ウ．建物の所有権を時効により取得した者は，当該建物の占有を開始した後時効完成までの間に第三者が当該建物の一部を損傷させたときであっても，そのことを原因として，当該第三者に対して，不法行為に基づく損害賠償を請求することができない。

エ．被相続人の占有により不動産の取得時効が完成したときは，その共同相続人の一人は，自己の相続分の範囲を超えて，当該不動産の全部について取得時効を援用することができる。

オ．公共用財産が長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され，公共用財産としての形態，機能を喪失し，もはやこれを公共用財産として維持すべき理由がなくなったときは，当該公共用財産について，取得時効の成立は妨げられない。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　エ　４．イ　オ　５．ウ　エ

正解　４

肢ア　×

取得時効が成立した段階で，原始的に取得者に所有権が発生し，反射的に相続人の所有権がなくなる。相続回復請求権は，性質上，物権的請求権がまとまったものであるため，実体である，物権（所有権）が反射的に消滅した段階で，派生的な権利である物権的請求権も消滅時効を待たずに消滅する。

相続回復請求権の法的性質，物権的請求権の集合体。本来，所有権の場合，消滅時効にかからないので，物権的請求権も消滅時効にかからないはず。しかし，法的安定性から，例外的に，消滅時効かかる。

最判令６．３．１９

肢イ　○

最判昭４２．７．２１民Ｉ４１百選９版

条文上は，他人のもの，時効取得に要件にあたらず，対象にならないとも。

不都合，事実状態があるのに，権利保全ができなくなってしまう。二重譲渡の劣後者が長期にあたって占有を続けたような場合。時効取得を認める必要性あり。

他人の物としているのは，権利を排除して取得させる必要があるケースを想定。

自己のものであっても，対抗できない他人がいるような場合は，その趣旨が妥当する。
このような場合も，取得時効の成立を認める趣旨である。

肢ウ　×
時効完成前の損害場合，権利が害されていないから賠償請求できないとも。
不当，加害者が得してしまう。請求認めるべき
時効取得した場合，その法的効果は，遡及的に遡る。
その結果，賠償請求できる。

肢エ　×
相続分の範囲のみ援用か。自己の権利のみ保全できる。当事者の意思をそれぞれ尊重すべきということですね。

全員の利益になるから，全体して行えるべきではという疑問もあるが，当事者の意思を尊重すべき。

肢オ　○
最判昭５１．１２．２４

□　本来、道路や公園などの「公共用財産（公物）」は、国民全体のために使われるべきものであるため、勝手に私人が占有して自分のもの（私有地）にしてしまうこと（時効取得）は原則として許されません。
□　これは、行政目的や公の利用秩序を守るという「公法上の要請」が強く働くためです。
ただ，肢にあるように，公共用財産が長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され，公共用財産としての形態，機能を喪失し，もはやこれを公共用財産として維持すべき理由がなくなったとき，公法上の趣旨が妥当しない。したがって，私法の原則で取得できる。

令和８－６　予備 令８－３

消滅時効に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№６］）

ア．催告によって時効の完成が猶予されている間に債権者が再度の催告をしたときは，再度の催告の時から６か月を経過するまでの間は，時効は，完成しない。

イ．時効期間が経過する前に，債務者が債権者の代理人に対し支払猶予の申入れをしたときは，時効は，その申入れの時から新たにその進行を始める。

ウ．保証人の主たる債務者に対する事前求償権を被保全債権とする仮差押えは，事後求償権についても，時効の完成猶予の効力を有する。

エ．夫婦の一方が他方に対して有する権利については，婚姻中に時効期間が満了していたとしても，婚姻の解消の時から６か月を経過するまでの間は，時効は，完成しない。

オ．担保権の実行を申し立てた債権者がその申立てを取り下げたときは，被担保債権の時効は，取下げの時から新たにその進行を始める。

１．ア　イ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　２

肢ア　×

民法 150 条 2 項により、「催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しない」と定められています。つまり、催告の「おかわり（再度の催告)」には時効をストップさせる効力はありません。したがって、「再度の催告の時から 6 か月を経過するまでの間は時効が完成しない」とするこの記述は誤りです（これをしてしまうと、催告だけで永久に時効を止められてしまい、債務者側が不安定な立場に置かれるためです)。

肢イ　○

大判大 10．3．4

支払猶予の申入れは、相手の債権が存在することを前提としているため、典型的な「承認（時効の更新・旧中断事由)」にあたります。

承認を前提した上の申し入れです。実際にこれを受けたら権利を行使しないことに合理的な理由があります。それで制裁をうけるのはあまりにも趣旨に反します。

したがって，更新が適当。

肢ウ　○

最判平２７．２．１７

確かに，事前と事後は別。及ばないとも，しかし，別途管理をしなければいけないのは手続煩雑。債権者を保護する必要がある。
一方で，不当に広げるもの問題，保証人が「事前求償権」を被保全債権として仮差押えをしたということは、実質的に「主債務者に対して、将来発生する（あるいはすでに動いている）求償権全体をしっかり回収して保全するぞ！」という強い意思を表示しているのと同じ
したがって，全体に及ぶ

肢エ　○

１５９条

事実上の困難さ： 夫婦の間で、相手に対して「時効を止めるための催告や訴訟（時効の完成猶予・更新の手続き)」をすることは、平穏な夫婦関係を破壊しかねませんし、事実上極めて困難。
信義則の保護： そんな状態で「時効期間が過ぎたから権利が消滅した」としてしまうのは、夫婦という特殊な関係性を利用した不当な結果になりかねない。
そのため、法律は「婚姻関係が続いている間は、時効の完成をストップさせる。婚姻が終わって（離婚や死別など)、これまでの関係が清算されてから 6 か月間は、改めて権利を行使する時間的な猶予をあげよう」と定めている。

肢オ　×

１４７条１項かっこ書

完成猶予になる。判決とはことなるが猶予を与えるのは，相手が態度を翻す危険性があるため。